地方自治法改正概要(政務活動費)

地方自治法(抜粋)

第100条第15項

改正前	改正後(令和6年4月1日施行)
前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議	前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議
員は、 <mark>条例の定めるところにより、</mark> 当該政務活動	員は、 <mark>条例の定めるところにより、</mark> 当該政務活動
費に係る収入及び支出の <mark>報告書を</mark> 議長に <u>提出す</u>	費に係る収入及び支出の <mark>状況を書面又は電磁的</mark>
<u>る</u> ものとする。	記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に
	よっては認識することができない方式で作られ
	る記録であつて、電子計算機による情報処理の用
	<u>に供されるものをいう。以下同じ。) をもって</u> 議長
	に <u>報告する</u> ものとする。